

新型コロナウイルス感染症弔慰金の支給について



ターゲット 3.3

令和3年3月25日

郡山市保健福祉部

保健福祉総務課

担当：穴戸 浩明

TEL：924-3822

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

郡山市は、昨今、福島県内にて新型コロナウイルスによる死亡者が急増していることや、通常の病死と比較し、最期の対面が十分にできないなど精神的な苦痛が多く伴うこと、感染症対策などで葬祭費が高額になることなどから、新型コロナウイルス感染症により亡くなった市民の遺族に対し、弔慰金を支給する制度を新設します。

- 1 支給対象者 令和4年3月31日までに、新型コロナウイルスにより死亡した市民の遺族で、以下の先順位の方
※同順位者が複数人いる場合は、代表者が申請・受領
①配偶者
②子
③父母
④孫
⑤祖父母
⑥兄弟・姉妹
- 2 支給額 20万円/死亡者1人につき
- 3 申請受付期間 令和3年4月1日から令和4年6月30日まで
※令和3年3月31日以前の死亡者についても遡及して適用
- 4 申請方法 死亡した日から3か月以内(令和3年3月31日以前の死亡者の遺族は令和3年6月30日まで)に保健福祉総務課に申請。必要書類は以下のとおり。
【必要書類】
①郡山市新型コロナウイルス感染症弔慰金支給申請書
②郡山市新型コロナウイルス感染症弔慰金支給に関する同意書
※同順位者が複数人いる場合のみ
③新型コロナウイルス感染症で亡くなったことがわかる医師の診断書等
④死亡者との関係性がわかる戸籍等
⑤申請者の通帳の写し